



国立大学リスクマネジメント情報

2008(平成20)年12月号

<http://www.janu-s.co.jp/>

特集テーマ

キャンパスにおける感染症対策

いよいよ冬本番、インフルエンザの季節となりました。昨年は、大学生への麻疹（はしか）や百日せきの流行も問題となりました。本号では、麻疹を中心にキャンパスにおける感染症対策についてご紹介します。

大学生の間で麻疹（はしか）が流行！

昨年、4月から7月にかけて全国の大学で麻疹が流行し、各地の大学で全学休校の措置をとらねばならない事態となりました。

右の表は、厚生労働省(健康局結核感染症課)の発表による同期間中の都道府県別の大学休校数と罹患者数を簡略化したものです。北は北海道から南は鹿児島に至るまで全国に分布しており、上位はやはり大学数の集中している首都圏（東京・神奈川など）や近畿地方（大阪・兵庫など）が占めています。

都道府県	休校数	罹患者数
東京	32	630
大阪	9	12
神奈川	6	72
兵庫	6	12
福島	4	3
宮城	3	6
群馬	3	2
埼玉	3	34
福岡	3	10
青森	2	12
千葉	2	33
奈良	2	3
広島	2	14
北海道	1	1
新潟	1	1
山梨	1	5
岡山	1	4
大分	1	2
鹿児島	1	3
その他	0	2
計	83	861

麻疹（はしか）とは、どんな病気（感染症）？

麻疹は次のような特徴をもつ感染症といわれています。

- ①病原体は、ヒトなどの霊長類だけを宿主とする麻疹ウイルス。
- ②感染力は、非常に強く免疫のない人が感染すればほとんど100%発症し、罹患者1人から15~20人に感染。
- ③感染経路は、空気感染・接触感染・飛沫感染など。
- ④潜伏期間は、感染してから約10~12日くらい。
- ⑤症状は、カゼに似た初期症状の後、耳後部・頸部に出現した特有の発疹が全身に広がるまで40℃近い高熱状態が続き、成人の場合には⑥の合併症により重症化するケースがある。
- ⑥合併症として、肺炎や脳炎などを併発して重症となることもあり、最も恐ろしい「亜急性硬化性全脳炎(SSPE)」と呼ばれる脳炎の場合、寝たきりになったり死に至る。
- ⑦有効な治療法や治療薬もなく、症状緩和のために解熱剤・鎮咳薬・去痰薬・輸液・酸素などを投与する対症療法を施すに止まる。
- ⑧一度罹(かか)れば二度と罹(かか)らないという「終生免疫」が得られるとされる。

どうして大学生の間で流行したのでしょうか？

おおよそ次のような三つの原因が複合した結果により、大学生や同年齢の若者の間で流行したものと考えられています。

- ①低い接種率…平成5(1993)年のMMR(麻疹・流行性耳下腺炎・風しんの3種混合)ワクチンの中止で接種率が大幅に下がり、未接種者(昨年の罹患者世代に相当)が増加した。
- ②免疫の低下…幼児期の1回だけの接種のため免疫機能が低下して「終生免疫」を得られなかった者が増加した。
- ③非義務化等…平成6(1994)年の予防接種法の改正で、予防接種全般が強制的な義務接種から個別勧奨義務に切り替わった。

他には、「終生免疫」を獲得済みの親たちの間にある「麻疹は一生に一度、幼児期に罹(かか)る病気で通過儀礼のようなもので、罹(かか)ってもしょうがない」といった考え方(俗信)が「接種離れ」に拍車を掛けたとも考えられています。

次号特集テーマ

大学における火災リスクと対策

最大の保険金支払原因：火災 / なぜ被害が大きくなるのか？ / 防火対策のポイント 他



国の麻疹（はしか） 排除対策

昨年の麻疹の流行を受けて、国は平成24年までに麻疹を国内から排除するという目標をたて、95%以上の予防接種達成率と維持のための取組みとして、麻疹ワクチン1回接種世代に対する補足的ワクチン接種の推奨・実施、任意接種としての予防接種の推奨、麻疹及び成人麻疹の全数把握疾患への変更、等の対策を講じています。



大学の麻疹（はしか） 対策

大学の麻疹対策には、大きく分けて、平時（発生前）の対策としての「**予防策**」と発生時の対策としての「**流行防止策**」の二つが考えられます。国立感染症研究所感染症情報センターが作成した「学校における麻疹対策ガイドライン」を参考にその対策を簡単にご紹介します。

1) 麻疹発生の予防（平時の対策）

麻疹発生の予防策としては、①入学時の予防接種の確認、②在学生の免疫状態（予防接種歴、罹患歴等）の把握、③学生への予防接種指導、④職員への予防接種指導、が挙げられます。

平成20年4月から5年間、高校3年生が定期接種の対象者とされたため、平成21年度以降、新入生の接種歴を確認することが求められます。

予防接種の確認に当たっては、記憶に頼らず母子健康手帳などを見て確認してもらうことが望ましいとされています。

予防接種漏れの学生がいる場合には、大学としての事前対策として予防接種の勧奨を行うことも必要と考えられます。

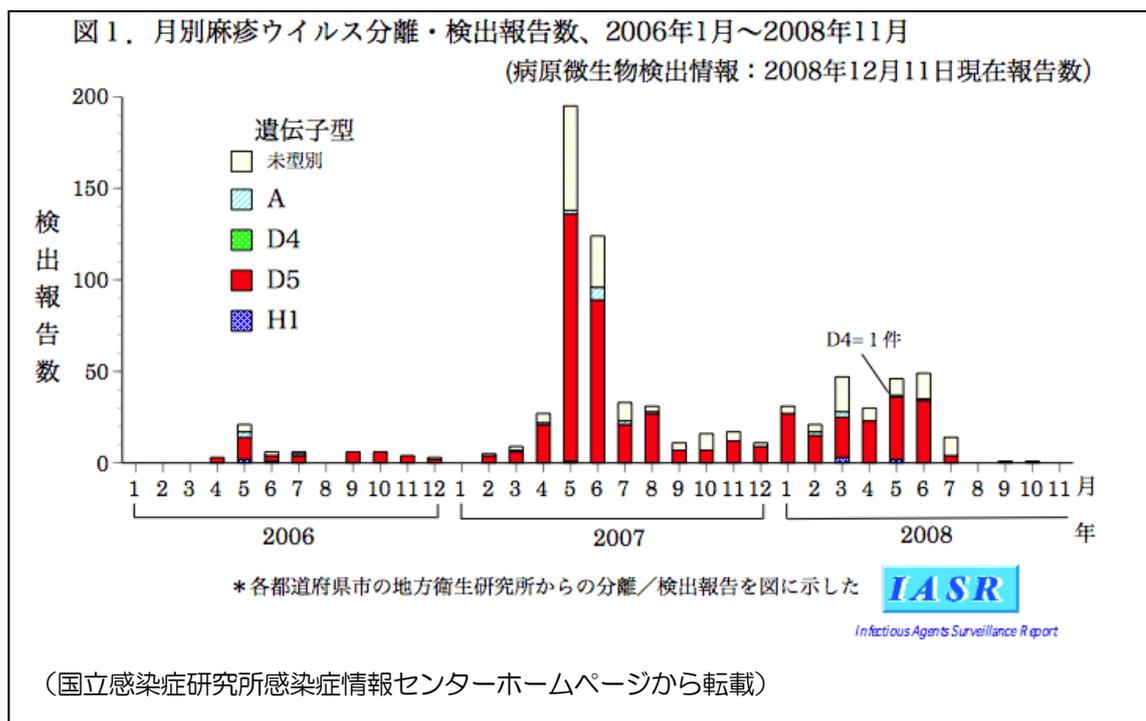
抗体検査を実施することは、免疫状態の把握に極めて有効な方法です。

世代ごとの麻疹に対する免疫保有状況からみて、職員が麻疹流行の端緒となることありますので、未接種の職員にも予防接種を指導します。

2) 麻疹発生時の対策（流行防止策）

麻疹発生時の対策としては、①関係者・関係機関への連絡、②感染状況の確認、③出席停止措置、④休業措置、が挙げられます。

感染状況の確認の際には、麻疹を発症した学生・教職員に関する情報はもちろん、その他の学生・教職員の健康状態に関する情報や患者と発症後、教室や体育館などを共有した可能性のある学生・教職員についても把握します。





学生や大学が加入する保険は役に立つか？

① 麻疹（はしか）にかかって学研災は使えるか？

学生教育研究災害傷害保険（学研災）は、偶然のケガを補償する傷害保険であり、麻疹等の感染症・病気は補償対象となりません。

学研災の補償を24時間の学生生活に広げた**学研災付帯学生生活総合保険（付帯学総）**では、病気による通院1日目からの治療費用の補償が用意されているので、インフルエンザや麻疹といった感染症の流行時に大きな補償機能を発揮します。ただし、予防接種を受けることは治療には該当しないため**付帯学総**でも補償の対象とはなりません。なお、**付帯学総**には感染症予防費用オプションがありますが、これは医療関連実習中の針刺し事故等における予防措置費用が対象です。

② 大学が行う予防接種で事故、健康被害が発生したら？

予防接種の実施に当たっては、注射による神経損傷等の医療事故が発生し、大学に賠償責任が発生することもあり得ます。そのような場合には、保健管理センターの医療行為であれば**国大協保険メニュー2診療所賠償責任保険**、附属病院の医療行為であれば**国立大学附属病院損害賠償責任保険**により対応することができます。

大学の行事として行われた予防接種の際に発生した神経損傷等のケガについては、上記の賠償の受取りの有無に関係なく**学研災**の補償対象となります。

また、予防接種による副反応等の健康被害については、十分な説明を含め安全対策を尽くしたにもかかわらず発生した場合には大学に賠償責任は発生せず、任意予防接種による健康被害として医薬品副作用救済制度が適用されることとなります。

③ 外部医療機関で行った予防接種で事故、健康被害が発生したら？

大学の勸奨により外部医療機関で予防接種を行った場合、医療事故については実施医療機関に賠償責任が発生し、健康被害については医薬品副作用救済制度が適用され、どちらについても大学が賠償責任を負うことはないと考えられます。

大学の勸奨により外部医療機関で行った接種は大学の行事とは認められず、**学研災**は適用されません。

④ 学内での感染に関して大学に賠償責任が発生するか？

麻疹等感染症が学内で流行した場合、大学に賠償責任が発生するでしょうか？ 一般的には、学内での流行による感染であると特定することは難しく、仮に特定できたとしても登校停止や休講等の措置が適切にとられていれば、大学に賠償責任が発生することはないと考えられます。

その他の感染症に関する対策

医師が発生した全数を届けでなければならない感染症だけでも74あります。こうした感染症に関して、個別の対策を講じることは難しいといえます。大切なことは感染症発生時の学内や地域の不安をできるだけ小さくすることでしょう。法令等に定められた対応のほか、次のような対策が考えられます。

- ① 感染症発生時に対策本部を立ち上げ、関係者でその対応を検討すること。
- ② 学生、教職員及び地域への広報活動を行うこと。
- ③ 地域の保健所と協議を行い、連携を図ること。
- ④ 緊急連絡網を整備すること。
- ⑤ 休講時の教育体制を明確にしておくこと。

特に、広報活動は大変重要な対策です。学生が信頼する情報源は、キャンパスナビ、TVのニュース、大学のホームページ、友人からのメールの順であるという調査結果があります。このため、これらの情報サポートツールを活用して、休講情報の連絡、休講の理由と地域で他学生等との接触を回避することの大切さ、感染症の基礎知識と公衆衛生の知識などを提供する仕組みを作り上げ、学生等関係者の不安を小さくする活動は欠かせません。



- 文部科学省（学校における麻疹対策ガイドライン）
⇒ http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08040804.htm
- 感染症情報センター（2012年の麻疹排除（Elimination）に向けて）
⇒ <http://idsc.nih.go.jp/disease/measles/>



リスクマネジメント最新情報

新型インフルエンザ対策

「新型インフルエンザ」とは、今のところ鳥インフルエンザウイルスが突然変異してヒトの間で伝播することが懸念される、誰も免疫を持っていない新種のインフルエンザのことをいいます。国民の25%が感染すると試算されている重大な感染症で、各国とも行動計画を策定し警戒していますが、その対策には決定打がないのが現状です。わが国でも政府により「新型インフルエンザ対策行動計画」の改定及び「新型インフルエンザ対策ガイドライン」の策定が進められており、官民一体となって万全の備えと対策を講じていくことになっています。

政府による新型インフルエンザ対策

対策の基本方針では、流行（パンデミック）の状況を、右表のように5つの段階に分類し、それぞれに応じた対応方針を定めておく必要があるとし、各段階における対策の目的と主な対策を示しています。

発生段階		状態	WHO フェーズ
前段階	未発定期	新型インフルエンザは発生していない状態	1, 2A, 2B, 3A, 3B
第一段階	海外発定期	海外で新型インフルエンザが発生した状態	4A, 5A, 6A
第二段階	国内発定期	国内で新型インフルエンザが発生した状態	4B
第三段階	感染拡大期	発生患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	5B, 6B
	まん延期	入院措置などによる感染拡大防止効果が十分に得られなくなった状態	
第四段階	回復期	ピークを越えたと判断できる状態	後パンデミック期
	小康期	患者の発生が減少し低い水準で停滞	

(注)WHO フェーズの A は海外のことを示し、B は国内のことを示す。

各方面における事前対策

政府の対策の基本方針では、「具体的な対策の現場となる国の機関、都道府県や市町村においては行動計画やガイドラインを踏まえるとともに、地域の実情を考慮して具体的、必要な対策を推進する」とし、

「医療機関、企業、公共交通機関、マスメディア、家庭、個人においても事前の準備を早急に進め、発生時にはそれぞれが適切に対応することが求められる」としています。

大学における対策

情報収集体制及び連絡体制等について、それぞれの大学において検討を進めておくことが重要です。海外渡航、留学生受入れ、病院等重要業務の継続体制、休校・休講による不急事業の自粛など、冷静に地に足の着いた検討が早急に求められます。

特に、学生、教職員への情報提供と状況把握の方法を確立することは、地震等の大規模災害時の安否確認にも共通する課題であり、検討が急がれます。

関連情報の入手先

新型インフルエンザの出現時期を正確に予知することは困難といわれていますが、その出現そのものを阻止することも不可能とされています。現時点でも関連情報は以下のホームページ等で入手することができますので、参考としてください。

お役立ち情報



- 内閣官房(新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議)
⇒ <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/index.html>
- 厚生労働省(新型インフルエンザ関連情報)
⇒ <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/index.html>
- 国立感染症研究所感染症情報センター
⇒ http://idsc.nih.go.jp/disease/avian_influenza/index.html
- 警察庁(警察庁新型インフルエンザ対策行動計画)
⇒ <http://www.npa.go.jp/keibi/biki6/080918influenza.pdf>
- 外務省(海外安全ホームページ)
⇒ <http://www.anzen.mofa.go.jp>
- 文部科学省(新型インフルエンザ対策)
⇒ http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/17/11/05112500.htm
- 労働者健康福祉機構海外勤務健康管理センター(海外派遣企業での新型インフルエンザ対策ガイドライン)
⇒ <http://www.johac.rofuku.go.jp/guideline3.pdf>
- 小林誠「新型インフルエンザ・パンデミック対策Q & A」
(産労総合研究所『労務事情』(2008.11.15 No.1153))



国大協保険の基礎知識（3）

メニュー1 財産系保険で払われる保険金

メニュー1 財産保険（基本補償）で支払われる保険金等は以下のとおりで、オールリスク特約で支払われる保険金は①②③⑤です。

- ① 実際の建物や動産の修理や再購入の損害に対して支払われる**損害保険金**
- ② 損害保険金が支払われる場合に自動的に支払われる**臨時費用保険金**
- ③ 被害を受けた建物や動産の取り壊しや片付けに対して支払われる**残存物片付け費用保険金**
- ④ 第三者に与えた損害に対して見舞金を支払う費用に対して支払われる**失火見舞費用保険金**
- ⑤ 調査費用、代替使用物の賃貸借費用や設置費用に対して支払われる**修理付帯費用保険金**
- ⑥ 消火に要した消火薬剤等の再取得や投入人員、機材に係る費用に対して支払われる**損害防止費用**

臨時費用保険金は①が支払われれば自動的に支払われるもので、その他、該当すれば③～⑥も支払われますので、事故の際には保険会社事故担当者にご確認ください。（各保険金等の支払限度についてはメニュー1「加入の手引き」をご確認ください。）

08/11 月

大学リスクマネジメント News PickUp

- 11. 1 07年度アスベスト(石綿)による労災認定労働者が所属していた事業所にA大学が含まれることが報道。元教授が海外学術調査の際に暴露したものの。
- 11. 5 B大学の米国人英語講師が大麻取締法違反(所持)容疑で逮捕されていたことが報道。
- 11. 5 大麻取締法違反罪に問われたB大学学生に懲役6月、執行猶予3年の判決。
- 11. 5 C大学は未成年部員の飲酒で硬式野球部を1ヶ月の活動禁止、顧問教員、監督、コーチが辞任。
- 11. 6 D大学は、入試問題の一部が学内のコピー機に放置されていたと発表。該当部分を一律満点とした場合に合格となる受験生を合格とした。
- 11. 6 「保育ママ」の虐待によるケガに対し東京都世田谷区が謝罪し300万円を支払うことで和解。残る440万円の賠償は保育ママの女が行うことになる。
- 11. 15 E大学の学生3人が大麻取締法違反で逮捕されていたことが報道。
- 11. 17 F大学職員が誤って個人情報を含むファイルをウェブサーバにアップロード。
- 11. 19 G大学が資産運用で約154億円の損失を出したことが報道。
- 11. 20 H大学は実習先病院の患者情報をネット掲載した学生に停学3ヶ月の処分をしていたことが報道。
- 11. 20 割り箸死亡事故の治療を行った元I大学附属病院医師に対し、東京高裁は医師の義務違反はなかったとして無罪の判決。
- 11. 21 J大学が資産運用を目的とする金融取引で約148億円の評価損を抱えていることが報道。
- 11. 29 K大学の試験で留学生2人が替え玉受験させていたことがわかった。

保険ご担当者コーナー

- 平成21年度国大協保険の商品内容改訂については、メニュー1 総合賠償責任保険及び海外活動賠償責任担保特約の免責金額パターンに「0円」を追加する、メニュー1 次年度保険料算定ルールにおける損害率算定方法の変更、を予定しています。
- 平成21年2月16日（月）午後1:30から「国立大学法人総合損害保険に係る説明会」が国立大学協会の主催により開催されます。同説明会では、加入検討のポイント、各メニュー加入依頼書の作成方法、保険料計算ソフトの使用方法等が説明される予定で、事前の質問も照会されています。

配信について

本誌は、各国立大学・大学共同利用機関の国大協保険ご担当者、国大協連絡登録先等にメールで配信させていただいております。

配信の登録、解除は以下のホームページからお願いします。
<http://www.janu-s.co.jp/risk.html>

情報提供のお願い

各大学等でのリスクマネジメントに関する取組み、事故・事件への対応のご経験、ご感想、ご要望等をお寄せください。

⇒ info@janu-s.co.jp

発行 有限会社 国大協サービス
東京都千代田区神田錦町3-2-3

協力 株式会社インターリスク総研
三井住友海上火災保険株式会社